

第 1 章 計画の基本事項

(1) 策定の趣旨と背景

進行する人口減少や少子高齢化、地域経済の縮小等、社会潮流は、大きな変化が起こっています。このよ
うななか、時代の要請に的確に応えるとともに、複雑・多様化した市民ニーズや地域課題への対応を進め、
総合的・計画的に行財政運営を行っていくことが必要となっています。

このような背景のなか、長期的なビジョンのもとで新たな行財政運営の指針となるよう、本市の目指す
方向性と取組を明らかにした「美濃市第6次総合計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

(2) 計画の位置付け

本計画は、「美濃市総合計画条例」に基づき策定します。

■美濃市総合計画条例

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本市の総合計画に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
 - (2) 基本構想 まちづくりの基本理念並びに将来都市像とその実現に向けた基本目標及びその方向性を示すものをいう。
 - (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の体系及びその方針を示すものをいう。
 - (4) 実施計画 基本計画で示される方針を計画的かつ効果的に実施していくための具体的な事業を示すものをいう。
- (策定方針)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、市の最上位の計画として、行財政における総合的な見地から総合計画を策定するものとする。

2 市長は、適切な計画期間を設定し、その時々地域の実情、社会情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するよう総合計画を策定するものとする。

(総合計画審議会)

第4条 市長の附属機関として、美濃市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合計画の調整その他実施に関し必要な調査及び審議をする。

3 審議会は、市長が委嘱する委員 20 人以内で組織する。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会への諮問)

第5条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第6条 市長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経るものとする。

(公表)

第7条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにその内容を公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年4月1日から施行する。

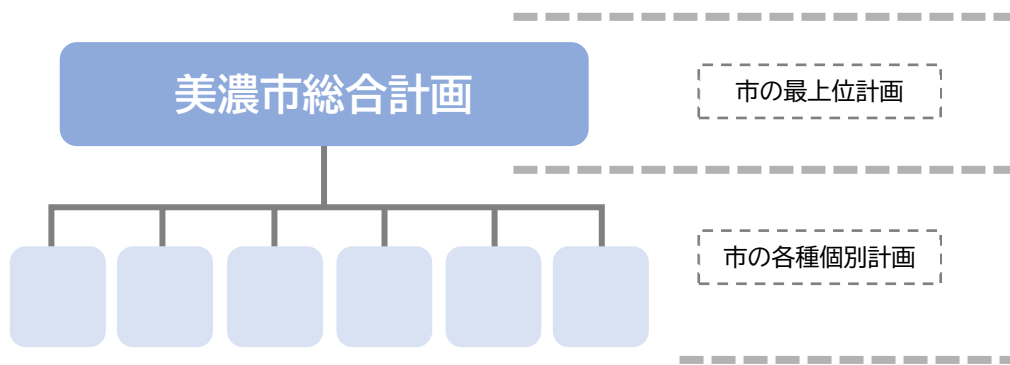
(美濃市総合計画審議会設置条例の廃止)

2 美濃市総合計画審議会設置条例(昭和 52 年美濃市条例第 18 号)は、廃止する。

(経過措置)

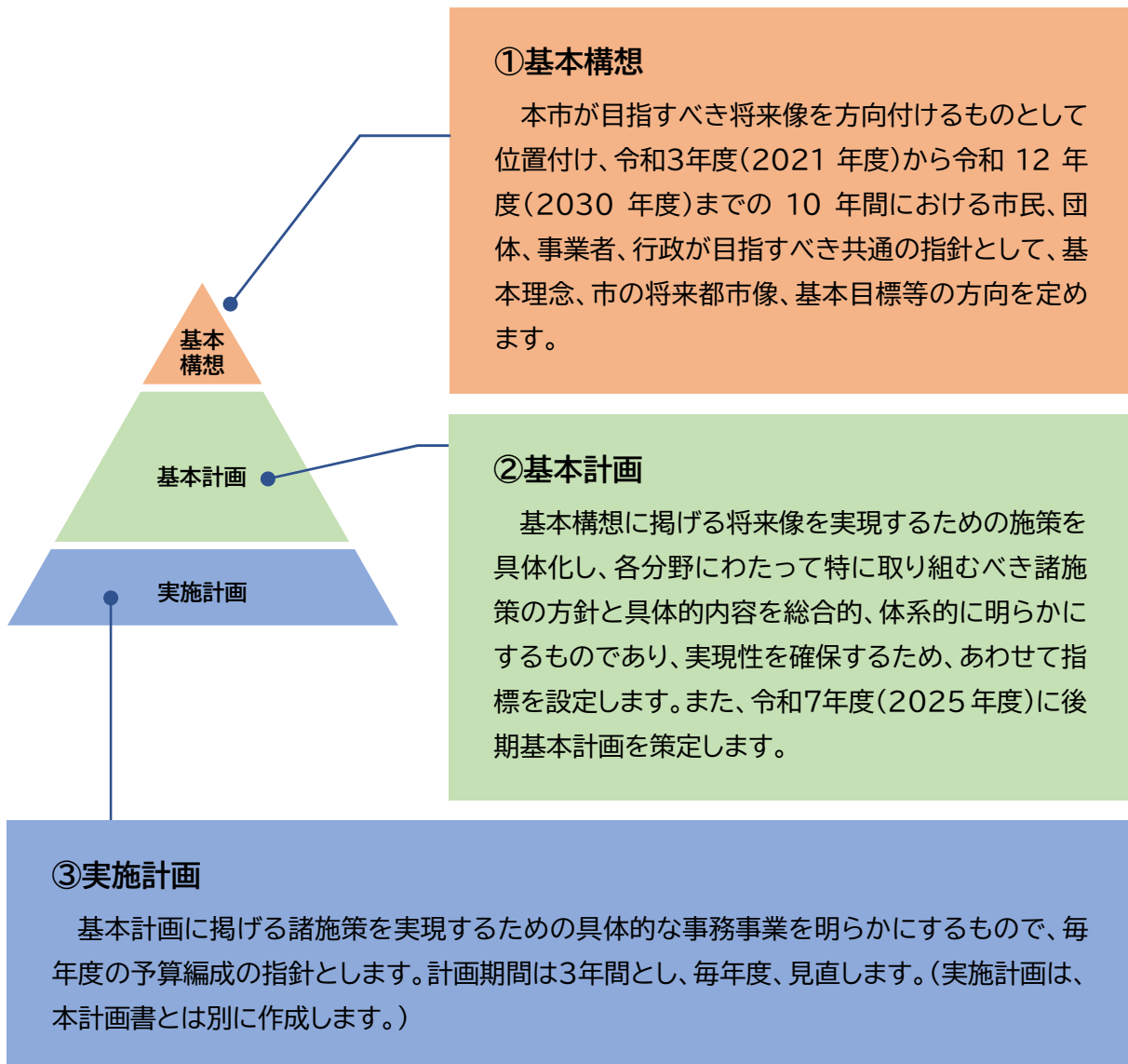
3 この条例の施行の際現に策定されている美濃市総合計画は、この条例の規定により策定された総合計画とみなす。

■計画の位置づけ

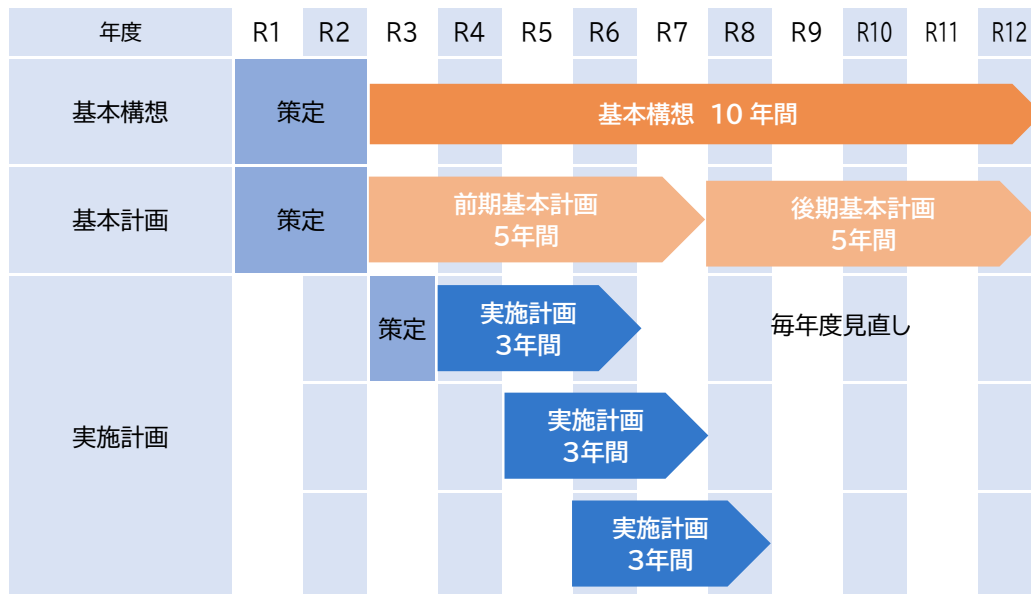


(3) 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成します。また、計画の対象は市が主体となる施策や事業としますが、国や岐阜県の計画及び広域的視点から周辺市町村との連携にも配慮したものとします。



■計画期間



(4) 「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方版総合戦略との関係

本計画の基本構想に示す将来人口は、「美濃市人口ビジョン」の将来目標人口と整合を図ったものとします。また、本計画の基本計画部分は、「まち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)」に基づき策定する「美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取組と整合を図ったものとします。

(5) 美濃市の現状・課題

【社会全体の動向】

①人口減少、少子高齢化の状況

日本の総人口は減少局面に入っています。さらに、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は今後さらに上昇していくことが見込まれます。人口減少と高齢化の進行は、経済規模の縮小や地域活力の低下を招くおそれがあり、対策が急務となっています。

②地方創生の状況

「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、各自治体にも地方版の総合戦略策定が義務付けられました。本市においても、平成27年度(2015年度)に「美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を、令和2年度(2020年度)に第2期計画を策定し、移住・定住促進や子育て支援、産業振興といった地域の特徴を活かした取組を推進しています。しかし、東京一極集中と地方都市の衰退という流れは未だ解消には至っておらず、さらなる取組が求められています。

③産業、雇用環境等の状況

産業構造が変化するとともに技術革新が進み、現在は「第4次産業革命^{※1}」とも言われる変革のなかにあります。将来的には、技術革新によってもたらされる新たな社会の姿として「Society 5.0^{※2}の実現」が目指されています。

また、人口減少のなかでも経済活力を維持するため、女性や高齢者、外国人等の多様な人々が活躍できる社会づくりが求められています。

④交通や社会資本の状況

令和9年(2027年)に、東京一名古屋間を約40分で結ぶリニア中央新幹線の開業が予定されており、首都圏へのアクセスの利便性が飛躍的に高まることが期待されます。一方でストロー現象^{※3}による人口等の東京一極集中が加速することも懸念されるため、東海圏の自治体はさらなる魅力の向上・発信や戦略的な交通政策を進めていく必要があります。

国は、平成24年(2012年)の中央自動車道笹子トンネル事故を教訓として、インフラの管理を重要課題とし、インフラ長寿命化計画を策定する等の取組を行うとともに、公共施設等の耐震化、更新を含む長寿命化を進めています。

※1 第4次産業革命…第1次産業、第2次産業、第3次産業の産業分類の定義に入らない、または分類が困難な新しい産業で、情報通信・医療・教育サービス等の知識集約産業等がある。第4次産業の特徴は、主に技術開発を中心とした産業であるため、物質やエネルギーの大量変化(消費)を伴わない。

※2 Society 5.0…サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

※3 ストロー現象…大都市と地方都市間の鉄道や高速道路等の交通網が整備されて便利になると、地方の人口や資本が大都市に流出してしまうこと。

⑤災害等の状況

大規模地震の発生が予測されるとともに、あわせて、地球温暖化の影響による過去に例のない異常気象、台風等の大型化が顕著となっています。こうした状況のなか、市民の安全・安心のため、また、生命・財産を守るためには、防災・減災の視点を持った災害対策や、将来の気候変動^{※4}に対応した総合的な取組、また、市民一人ひとりの意識の向上が必要となっています。

⑥感染症の状況

令和2年(2020年)には新型コロナウイルス感染症の流行により、さまざまな場面で感染症拡大防止対策に取り組む必要性が生じました。収束の見通しが不透明ななか、今後も感染症の防止等の視点を含めた活動が必要となっています。

⑦持続可能な社会づくりの状況

「持続可能な開発目標(SDGs^{※5})」が平成27年(2015年)9月に国連サミットで採択されました。SDGsは、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されています。SDGsは国、地方公共団体、事業者、国民等が協調して積極的に推進していくべきものとなっています。



美濃橋

※4 気候変動…自然または人為的な要因により、時間スケールで気候が変動すること。自然の要因には大気や海洋の変動、火山の噴火等がある。一方、人為的な要因には人間活動に伴う温室効果ガスの排出や森林破壊等がある。近年は大量の石油等の化石燃料の消費による大気中の二酸化炭素濃度の増加による地球温暖化に対する懸念が強まり、人為的な要因による気候変動に対する関心が強まっている。

※5 SDGs…Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。2015年9月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための2030年を年限とする17の国際目標とそれらを達成するための具体的な169のターゲット。

【施策分野ごとの現状と課題】

①健康施策に関すること

- 健康寿命の延伸のために、市民一人ひとりが個人の状態に合わせて健康づくりに取り組むことが重要です。しかし、自身の健康に対して意識が薄い人が見られます。また、高血圧・糖尿病・高脂血症・心筋梗塞・脳卒中等の有病者が増加していることも課題であり、市民の健康への意識を高めるとともに生活習慣の改善・食生活の見直し等を図り、ライフステージに応じた健康づくりを行うことが必要です。
- 自身の健康状態の把握や疾病の早期発見・早期治療を目的に、各種健診の受診率の向上を目指していく必要があります。また、特定健診結果によれば、保健指導が必要な人の増加もみられており、健(検)診の結果を適切に治療等につなげていくための取組が求められています。
- 新たな感染症の流行等、予測できない危機事象が多発しています。市民生活に大きな影響を与える感染症に対しては、迅速かつ正確な情報収集・提供や関係機関との連携による状況に応じた適切な予防対策を行っていく必要があります。
- 地方の医師・看護師不足等、地域医療を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。健診等による疾病予防、救急医療及び急性期から回復期、在宅医療に至るまでの医療を安心して受けることができるよう、美濃病院を中心とした関係機関等との連携や医療施設・設備の整備充実、医師や看護師等の医療従事者の確保を進めていく必要があります。
- 運動公園をはじめとする市内の体育施設は多くの市民に活用され、スポーツやレクリエーション活動の場となっています。生涯スポーツ振興のための情報提供や環境づくりが求められている一方、スポーツ団体による活動者の減少がみられることから、関係団体とのより一層の連携が必要となっています。



みの健康管理センター



健康文化交流センター

②福祉施策に関すること

- 不安定な経済情勢や厳しい雇用環境、高齢化の進行等による社会的状況を背景に、生活保護世帯は緩やかな増加傾向にあります。一方、世帯の小規模化や地域のつながりの希薄化等による地域社会からの孤立等、新たな問題も懸念されるなか、地域で自立した暮らしができるよう適切な支援を提供していく必要があります。
- 市民の福祉ニーズが多様化しており、従来の制度・サービスのみでは対応が困難となっています。多様な人材、組織等による福祉の担い手の育成が必要です。また、市町村においては、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制を整備することが求められており、本市においても体制を整備していく必要があります。
- 高齢化が進行するなか、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、福祉サービスの充実やそれぞれの生活ニーズに応じた住環境の整備、健康づくりや生きがいづくりへの取組が求められています。また、一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯も増加しており、日頃からの地域での見守りや助け合い、支え合う環境づくりも必要です。
- 団塊の世代^{※6}すべてが75歳となる令和7年(2025年)に向け、地域包括ケアシステム^{※7}の構築を進めています。今後は、団塊ジュニア世代^{※8}が高齢期に到達する令和22年(2040年)を見据え、医療・介護需要の増加等に適切に対応していく必要があります。
- 障がいの有無に関わらず相互に個性と人格を尊重し合う共生社会の実現に向け、社会全体として支え合う環境づくりが必要です。スポーツや文化・芸術活動、就労等の社会参加を支援するとともに、ユニバーサルデザイン^{※9}の普及やノーマライゼーション^{※10}理念の浸透を図り、誰もが安心して暮らせる環境を整備していくことが重要です。
- 国籍や性別等に関する差別や偏見、子どもや高齢者、障がい者等への虐待、DV^{※11}等、人権に関する問題は多岐に渡り、現在も社会に潜在しています。特に近年はインターネット上の匿名性を悪用した人権侵害も問題となっており、今後も市民一人ひとりの人権意識の高揚と正しい理解・認識を深めていくことが重要です。

※6 団塊の世代…1947～49年のベビーブームに生まれた世代のこと。

※7 地域包括ケアシステム…高齢者が重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けられるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体で提供する体制のこと。

※8 団塊ジュニア世代…1971～74年の第2次ベビーブームに生まれた世代のこと。

※9 ユニバーサルデザイン…障がいの有無、年齢、性別、国籍等に関わらず、多様な人が使いやすい製品や環境などをデザインするという考え方。

※10 ノーマライゼーション…高齢者も子どもも、障がいのある人もそうでない人も、すべての人が普通の生活を送ることができる社会が本来の姿であるとする考え。

※11 DV…ドメスティック・バイオレンス。配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)等に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

③子育て・教育施策に関すること

- 産科医・小児科医の不足や不妊治療の増加、妊娠や出産に不安を抱える妊産婦の増加等に対応した取組が必要です。また、子育てに関しては、ライフスタイルや社会経済情勢の変化のなかで、妊娠期から子育てにわたる切れ目のない支援が必要になっています。
- 多様化する保護者のニーズに対して、子育て支援に必要な施策を充実させるとともに、家庭、学校、地域等社会全体で子育て支援ができる環境や居場所が必要です。少子化が続いているものの、全国的に発達障がい等の支援が必要な子どもの増加や、共働き等による低年齢児保育の増加がみられており、美濃市においても多様なニーズに対応できる子育て・保育支援体制の充実が求められています。また、本市においては平成30年(2018年)4月から5歳児を対象に、国においては令和元年(2019年)10月から、幼児教育・保育の無償化が開始され、保護者の経済的負担が軽減されています。多様な保育サービスと総合的で質の高い幼児教育を提供できるよう、支援を進めていく必要があります。
- 児童生徒に質の高い教育を行うとともに、お互いが切磋琢磨しながら共に成長できる、適正な学校規模の維持が必要です。本市の学校施設及び設備の多くは老朽化が進んでいるため、「学校施設長寿命化計画」に基づく計画的な修理・更新が求められます。また、災害や感染症対策等児童生徒が安全・安心に学ぶことができる環境や、学校給食における食育の推進、ICT^{※12}を活用した教育の充実等の環境を整備していく必要があります。
- 学校においては、児童生徒が確かな学力を身につけられるよう、きめ細やかな学習環境の整備を行うとともに、ふるさと教育等の特色ある教育活動のほか、障がいのある児童生徒への支援の充実、不登校等への対応の強化等を進めています。児童生徒数が減少するなか、個に応じた指導の充実を図るとともに、今後到来する Society5.0 の社会を生き抜くための教育環境の整備を推進していく必要があります。
- 将来を担う青少年がのびのびと健やかに成長できるよう、家庭、学校、地域社会が連携しながら協力体制を築き、地域ぐるみの青少年育成の取組を進めていくことが重要です。
- 市中央公民館や各地区公民館等においてさまざまな生涯学習機会の提供を行っています。また、図書館において読書活動への支援や読書活動団体の育成を行っています。今後も市民ニーズや社会情勢等を踏まえ、持続可能な生涯学習の在り方を検討する必要があります。



ICT 教育の様子

※12 ICT…Information and Communication Technology の略。情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉で、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービス。

④観光・文化施策に関すること

- 本市の観光は「文化」と密接につながっており、このような特色を活かした取組が求められます。一方で、多様化する観光ニーズや現状分析等のデータが不足していることや、本市の魅力や強みが観光に十分活かされていないこと、施設の老朽化や多言語対応等の遅れが課題となっています。また、魅力的な観光の重要な要素である観光客に対する市民のおもてなしについても、意識啓発や理解促進を図っていく必要があります。
- 市美術展等の開催や文化会館における舞台芸術を中心とした公演の実施・誘致を通じ、市民の芸術への興味と制作意欲の高揚、身近に文化・芸術とふれあうことができる機会の提供を図っています。また、学校において児童生徒に対し祭りや風習等の伝統文化や芸術に関する学習機会を提供することで、後世に保存するための後継者育成・支援を行っています。
- 本市は 140 件余りの有形・無形文化財に恵まれている歴史ある地域であり、文化財保護法等に基づきその保護に努めています。文化財は学術的に貴重な財産であるとともに、地域への愛着や誇りの醸成につながります。文化財保護の意識啓発や市民団体等の育成・支援等を進め、文化財の価値を広く発信して未来につなげることが必要です。
- 伝統的建造物群保存地区内における修理・修景事業により、これまで 144 件の建造物が整備され、歴史資産の保護が図られてきましたが、空き店舗や空き家が増加しています。「景観計画」に基づき市内の自然、歴史、文化的景観の保全に努めるとともに市内に広がる歴史的風致の維持向上を図り、美濃市らしい景観を創出する必要があります。



美濃まつりの様子



文化財展の様子

⑤農業・林業施策に関すること

○農業は、私たちの生活に必要な食糧をつくる必要不可欠なものです。しかし、高齢化や後継者不足に伴う耕作放棄地の増加、鳥獣被害、農業生産を支える基盤(農業インフラ)の老朽化等、農業を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。農業の維持のためには、安定的な農業経営ができる人材と環境整備を進めていく必要があります。

○近年、「食」や「暮らし」に対するニーズが変化しており、安心安全で新鮮な農産物、ゆとりややすらぎを余暇に求めるライフスタイルに注目が集まっています。自然に恵まれ、自然とともに生活できる本市は、このようなニーズと合致した強みを持った地域であると言えます。「安全・安心」な農産物や市の付加価値の高い農産物、6次産業化^{※13}等による新たな商品開発等、本市の農業振興に向けたさまざまな取組を推進していく必要があります。

○林業従事者の高齢化や後継者不足、国産材需要の低迷等から、適切な山や森林等の管理が行われず、森林の荒廃が進み、水源かん養機能^{※14}の低下や災害の発生等の危険を招いています。「美濃市森林整備計画」に基づき、多面的機能を有する森林の整備や鳥獣害対策等による適正な管理、岐阜県立森林文化アカデミーと連携した後継者の育成、雇用対策等に取り組む必要があります。



美濃市特産物直売所「みちくさ館」

※13 6次産業化…1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としてのサービス業等の事業の総合的かつ一体的な推進を図り、豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組み。

※14 水源かん養機能…大雨が降った時の急激な増水を抑えたり、しばらく雨が降らなくても流出が途絶えないようにしたりするなど、水源山地から河川に流れ出る水量や時期を安定させる機能のこと。

⑥商業・工業施策に関すること

- 郊外型大型小売店舗の増加や、小規模店舗経営者の後継者不足等により全国各地で中心市街地等に形成された商店街等の衰退傾向が顕著となっており、本市においても例外ではありません。商業の振興や市民の買い物等の支援を検討していく必要があります。
- 本市の第2次産業はこれまで堅調に推移しており、製造品出荷額も増加基調にありましたが、人口減少に伴う就業人口の減少、新型コロナウイルス感染症の流行による影響等、今後の見通しは不透明な状況です。市内企業においては、高い技術力を持つ企業もみられ、他の支援機関とも連携を図りながら、保有技術の高度化や人材確保への支援を行っていく必要があります。
- 本市では、美濃テクノパーク等優良な工場用地の開発を行い、雇用の確保に努めてきました。しかし、就学に伴う若年層の市外への流出等を背景に市内の雇用者数はまだ不足しており、さらなる雇用の確保に向けた新たな魅力ある企業の確保と税収確保が急務となっています。
- 本市の商工業振興の中核機関である「美濃商工会議所」は、求人情報の発信や会社説明会、高等学校訪問、各種セミナー等の開催、人材育成、各種福利厚生事業等を実施しています。また、市では勤労者の安定した生活の確保と離職時の生活保障のために、勤労者生活資金融資制度による融資を行っています。今後、安定した雇用環境づくりとともに、年齢や性別、障がいの有無等に関係なく、誰もが自らの能力を活かして働くことができる社会が求められています。
- 本市の伝統産業である美濃手すき和紙については、その担い手の高齢化が進んでいます。このようななか「美濃手すき和紙協同組合」と「本美濃紙保存会」が連携して後継者育成に取り組んでいますが、さらなる担い手づくりに向けた人材の確保が必要です。また、美濃和紙の原料であるコウゾ等の安定的な確保も図っていく必要があります。
- 美濃和紙は、全国的に高い知名度を誇っており、「美濃和紙あかりアート展」や「美濃まつり」等の和紙を活用したイベントにも多くの観光客が訪れています。美濃和紙は本市の魅力の大きな要素の一つとなっており、今後も積極的な情報発信や商品・特産品等の開発を進め、ブランド力を高めていく必要があります。



美濃和紙あかりアート展

⑦住環境施策に関すること

- 本市には上水道の水源地が7箇所あり、水道普及率は 99.9%(令和2年3月末)となっています。「美濃市水道事業ビジョン^{※15}」に基づき、計画的に老朽施設や設備の更新、施設や管路の耐震化等を実施するとともに、有収率及び収納率の向上による経営の健全化に努めています。今後は、水道事業経営戦略^{※16}に基づき、さらなる経営の効率化、施設や管路の耐震化、更新等により、安全で安定した供給に努めていく必要があります。
- 本市には公共下水道・農業集落排水の処理場が9箇所あり、汚水処理人口普及率は 97.7%(令和2年3月末)となっています。公共下水道並びに農業集落排水の経営戦略に基づき長寿命化を含めた施設の整備及び水洗化の普及に努めています。今後は、さらなる経営の効率化、施設や設備の計画的な更新、修繕等により、安全で安定した処理に努めていく必要があります。
- 本市では子どもから高齢者まですべての人が安全で安心して移動できるよう、道路整備を進めています。道路には、環境への配慮や防災機能の向上等が求められており、広域的な整備や、まちづくりと一体的な整備、歩道・自転車道の整備等、多様な取組が求められています。また、市民に最も身近で日常生活に必要な市道の維持管理は、適正かつ迅速に行う必要がありますが、市民との協働による道普請事業^{※17}やアダプト制度^{※18}等、多様な道路管理・道路整備の手法を展開していく必要があります。
- 本市の骨格となる道路網は、南北に縦断する国道 156 号と東西に横断する主要地方道岐阜美濃線を軸に他の広域幹線道路によって形成されています。これらを補完する形で一般県道や市道の幹線道路により、市民の日常生活や産業活動が支えられています。人にやさしく安全で安心な道路整備を道路管理者に強く要望していく必要があります。また、自動車専用道路は、産業・観光・防災・医療等あらゆる分野において、欠くことのできない社会基盤です。今後は、東海北陸自動車道の四車線化の延伸と、東海環状自動車道の西回りルートの早期完成に向けて整備を促進し、企業立地等地域の活性化につながる環境を整備する必要があります。
- 本市では、市内全域を運行区域とするデマンド型乗り合いタクシーを平成 24 年(2012 年)から導入し、市民の移動手段を確保しています。また、乗り合いタクシーから鉄道路線やバス路線に乗り継ぐことで、都市圏等への移動を可能としています。このほかにも、関市と共同で運行する高校生の通学時間帯に特化した自主運行バスにより、利便性の向上を図っています。しかし、いずれも利用者の減少、市民ニーズの多様化への対応等、課題が多く存在しています。

※15 水道事業ビジョン…将来の事業環境の変化を見据え、今後取り組む水道事業の方向性や目標を定めた基本計画。

※16 水道事業経営戦略…「美濃市水道事業ビジョン」を実現するための、投資・財政計画を中心とする水道事業経営の方向性を定めたもの。

※17 道普請事業…地域住民の協働活動により、生活環境を良好に保全していくため、道路や水路等の修理・草刈りを行う勤労奉仕の作業。市は、地域住民等の活動者からの申請により、材料の支給や重機の借り上げ等の支援を行う。

※18 アダプト制度…特定の公共財(道路、公園、河川等)の美化活動等を、自治体が地域のボランティア(地域住民、民間業者等)に委託する制度のこと。

- 本市は、市全域を都市計画区域とし、都市計画用途地域に指定された地区の適正な土地利用を図っています。今後は、少子高齢化を踏まえ、高齢者が暮らしやすく、若い世代が子どもを産み育てやすいまちとしていくための居住環境、企業立地等を見据えた適正な土地利用を誘導していく必要があります。また、広域交通の結節点である美濃インターチェンジ周辺においては、活力ある新市街地の形成を図る必要があります。
- 空き家の増加による住環境の悪化を防ぐための対策が求められており、特に管理不全により周囲に影響を及ぼす空き家等に対しては所有者の特定や適切な行政指導が求められます。また、既存の住宅においても大規模地震等による被害の軽減のための耐震改修の促進、住宅困窮者のためのセーフティネットでもある公営住宅の維持管理を継続していく必要があります。
- 本市は、清流長良川と板取川が貫流し、豊かな水と緑濃い山々の自然に恵まれた地域です。また、伝統的建造物群保存地区や美濃手すき和紙等の歴史や文化が息づく歴史文化都市でもあります。このような歴史や文化、自然環境を本市の貴重な財産とし、これらを活用して個性ある魅力的なまちづくりを進めることが重要です。また、子どもから高齢者まで誰もが憩いの場として利用できる公園・緑地の整備を推進していく必要があります。
- 本市には自然豊かな川や森、山があり、近年は河川において利用者の廃棄物の不法投棄が大きな問題になっています。またウシモツゴやホタル等の希少野生動植物も生息しており、このような良好な環境の保護に向けた取組を推進していく必要があります。
- 家庭から排出されるごみの分別収集を進めていますが、さらに、生ごみの資源化等を進める必要があります。また、家庭ごみ袋の有料化を行いました。市民のごみ減量に向けてはさらなる啓発が求められます。
- 本市は、大雨による河川の決壊や土砂崩落等多くの災害を経験しており、各種ハザードマップ^{※19}の配布や自主防災組織^{※20}の組織化、防災訓練の実施等により、市をあげて災害に備えています。しかし、異常気象による局地的集中豪雨や、発生が予見される南海トラフ地震等に対し、今後も継続して対策を強化していく必要があります。国や県、関係機関との連携のもと、自然・景観に配慮した工法により治山・治水・砂防対策を推進し、さらに橋梁の耐震性を高める等災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。
- 人口減少や少子高齢化により、地域内でのコミュニケーションの希薄化、地域組織の存続が困難な状況になりつつあります。自治会は地域を支える重要な組織ですが、加入率は減少傾向にあります。また、市民活動においては、補助制度により、活動の活性化を促進し、市民活動の充実を図っています。コミュニティの維持や市民活動の活性化のための仕組みが求められています。

※19 ハザードマップ…土砂災害や洪水等の災害が起きたときの危険箇所などを予測し、地図にまとめたもの。

※20 自主防災組織…主に自治会・町内会単位で、災害時(自然災害、火災、行方不明者搜索等)に備えて構成された住民による組織のこと。

⑧防災・防犯施策に関すること

- 常備消防は中濃消防組合、非常備消防は美濃市消防団で構成されています。消防職員・消防団員については、大規模災害や多様化する消防需要に対応できる体制強化と資機材の充実が必要です。中濃消防組合による救急体制については、増加傾向にある救急要請へ対応するために医療機関との連携強化が求められます。また、大規模災害に備えた危機管理体制の整備を進める必要があります。
- 平成30年(2018年)7月豪雨を契機として市民の防災意識が高まりつつあるものの、備蓄や早期避難への意識は十分であるとは言えません。平常時から備蓄の啓発や避難行動の重要性の周知を進めていく必要があります。
- 近年、多発している子どもへの声かけ事案や、特殊詐欺^{※21}に対し、市民が被害にあわないために、地域ぐるみの防犯活動を行うとともに、情報提供や意識啓発、体制の整備を進める必要があります。また、高齢化が進むなか、高齢者が加害者となる交通事故が増加しています。さらに、自転車2人乗り、歩行者の「ながらスマホ」等、交通事故のリスクを高める行動もみられます。市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、子どもへの交通安全教育、交通安全施設の整備を充実させ、交通事故の防止を図っていく必要があります。



自主防災組織の活動の様子



美濃市消防出初式

※21 特殊詐欺…悪意のある者が、電話や文書等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れる等と言ってATMを操作させ、犯人の口座に送金させる等の犯罪のこと。

⑨行財政に関すること

- 広報紙「広報みの」の発行とケーブルテレビでの情報番組の放送を通じ、市政情報の発信を行っているほか、ホームページ、SNS^{※22}、Eメール(美濃市防災・あんしんメール)、防災行政無線による音声放送を通じた情報発信を行っています。今後は、緊急情報の発信チャンネルの充実や発信先を限定した周知手段の整備を図っていく必要があります。また、本市の行政施策や魅力ある伝統文化等に関する情報発信・PR等が十分ではないため、各種情報等の浸透を図っていくことが求められます。
- 市長との意見交換の場や市民からの意見を聞く機会を設けているほか、情報公開制度、個人情報保護制度に基づく開示請求等を適正に対応し、開かれた行政を推進しています。さらに行政サービスの利便性を高めるため、総合行政システム等を導入し、行政事務の電子化を進めています。
- 美濃市は隣接する関市と連携し、廃棄物処理業務や介護保険認定審査会業務等を担う中濃地域広域行政事務組合、消防業務を担う中濃消防組合を運営しています。ユネスコ無形文化遺産^{※23}をはじめとした美濃市にある3つの世界遺産を活用した地域振興のほか、長良川流域や中部圏、東海環状自動車道沿線市町村等と連携した観光誘客事業等も展開し、他の自治体と連携した広域での魅力発信も行っています。今後は国が進める自治体業務プロセス・情報システムの標準化について研究し、効率的な運用に向けた準備が必要です。
- 人口減少に伴う市税の減収や普通交付税^{※24}の減額等、一般財源等収入の減少が懸念されるなか、財政運営は一層厳しさを増すと予測されます。行政サービスを低下させることなく、効果的かつ効率的な行政運営を進めるため、長期的な視点に立った財政運営が求められています。また、市の財政については、適切な情報発信を行い、市民理解を深めていく必要があります。
- 公有財産や基金等、市有財産の適正管理と有効活用に努めています。財産活用方法を明確にし、利用していない市有財産等については、在り方や機能を精査する必要があります。また、各施設の人口減少による利用需要の変化や老朽化に伴う施設整備の財源負担の軽減や平準化を図るため、「公共施設等総合管理計画」に基づき、施設を総合的かつ計画的に管理していく必要があります。
- 簡素で効率的な行政運営を進めるため、「定員適正化計画」により計画的な職員の削減を行ってきました。今後も行政需要の動向を的確に捉えながら、効率的で適正な組織運営が必要です。また、地方分権に向けて、より高度な専門知識や能力が要求されることから、職員自らが取り組むことのできる職場内外での研修の充実等により、多様化する行政需要に対応できる職員の人材育成が必要です。

※22 SNS…Social Networking Service の略。個人間のコミュニケーションにより社会的なネットワークを構築するインターネットを利用したサービスのこと。

※23 ユネスコ無形文化遺産…2003年の第32回ユネスコ総会で採択された民族文化財、口承伝統等の無形のもをを対象とした文化遺産。日本では、能楽や歌舞伎をはじめとして、日本人の伝統的な食文化である和食等が登録されている。

※24 普通交付税…地方交付税の一つであり、地方公共団体間の財政不均衡を是正するため、財源不足額から算定して国が交付する。